

水質基準に関する省令（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号）

〔最終改正：令和2年3月25日 厚生労働省令第38号〕

NO	項目名	基準値	51項目	16項目	12項目	7項目
1	一般細菌	100/ml以下	●	◎		
2	大腸菌	検出されないこと。	●	◎		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	●			
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	●			
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/以下	●			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	●	○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	●			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	●			
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	●	◎		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	●		◎	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	●	◎		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	●			
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	●			
14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	●			◎
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	●			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	●			◎
17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	●			◎
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	●			◎
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	●			◎
20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	●			◎
21	塩素酸	0.6 mg/1以下	●		◎	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	●		◎	
23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	●		◎	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	●		◎	
25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/1以下	●		◎	
26	臭素酸	0.01 mg/1以下	●		◎	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	●		◎	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	●		◎	
29	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/1以下	●		◎	
30	ブromホルム	0.09 mg/1以下	●		◎	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	●		◎	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	●	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	●			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	●	○		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	●	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	●			
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	●			
38	塩化物イオン	200 mg/1以下	●	◎		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	●			
40	蒸発残留物	500 mg/1以下	●	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	●			
42	ジオスミン	0.00001 mg/1以下	●			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1以下	●			
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	●			
45	フェノール類	0.005 mg/1以下	●			◎
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	5 mg/1以下	●	◎		
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎		
48	味	異常でないこと。	●	◎		
49	臭気	異常でないこと。	●	◎		
50	色度	5度以下	●	◎		
51	濁度	2度以下	●	◎		

備考 ○印の項目については、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合に限り次回の検査を省略しても差し支えない。

●印は水道法施行規則第15条で規定する水質基準であり、自己水源利用の給水開始届時には必ず行うこと。